

I. 教育とは何か

1. 人間の発達と教育

人間 → 生まれながらに持つ素質だけでは（人間として）生活していくことが困難

生命の維持すら困難、生き延びたとしても人間としては生活できない
(例:アヴェロンの野生児、狼少女など)

ポルトマン「生理的早産」(P.19)

・人間と環境との関係（野性児の事例）

野生児

〔野生児の意味するもの〕

野生児とは、生後間もなくからか、発達期の長い期間にわたって、人間社会の外で成長せざるをえないような状況に置かれた子どもと言ってよいだろう。そのような状況の一つは、動物に育てられる、あるいは動物社会の中での生活、もう一つは、社会から隔離され、自然の中で自活するか、最低限の世話だけを受けて、人のかかわりのない、限定された環境の中での孤立した生活である。

野生児にならざるをえなかったことは、その子どもにとって悲劇である。しかし、またそれは人間の発達における遺伝と環境の役割についての偶発的な実験が行われたものと考えられる。つまり、人間が、人間社会のもつ環境的な影響をまったく、または最小限にしか受けずに成長した場合、どのような結果が発達に生じてくるのか、特に発達の初期における環境はどのような役割をもつのかということについて一つの答を出してくれると言える。

動物と共に生活したり、自然の中で自活していた野生児は、17-18世紀から20世紀初めにかけて欧米で数十例が報告されている。そのうち、資料の信憑性も高く、有名な事例として、1799年にフランス南部で発見されたアヴェロンの野生児と、1920年にインドで発見された狼少女を挙げることができる。また、親から放置されたり、虐待され、制約された環境下で孤立した生活をしてきた事例は、むしろ最近ときおり報告されている。わが国で1972（昭和47）年に首都圏に近い某県で発見され、藤永保ら心理学者などによるリハビリテーションが行われた例がよく知られている。

〔野生児の事例〕

①アヴェロンの野生児：発見された当時12歳と推定され、森の中で孤立した生活をしてきた少年は、もともと精神的に未発達であったという主張と孤立した生活のため精神的に未発達の状態になったという対立する主張の論争を生んだ。青年医師イタル（Itard, J.M.G.）が、後者の立場から5年間にわたり人間性を回復させる教育を行った。その結果、はじめ無感覚とも言える状態だった触覚、味覚に著しい改善がみられた。すなわち、社会的孤立が、こうした感覚を麻痺させていたと考えられた。また、形の弁別からアルファベットを学習し、LAITと文字板をおいて牛乳を指示すること、単語や文と事物を結合する能力を獲得した。しかし、聴覚の改善と話し言葉の獲得はみられなかった。これは、話し言葉の獲得の臨界期の問題と考えられた。

② 狼少女アマラとカマラ：発見された当時、それぞれ1歳半と8歳と推定されたが、アマラのほうはまもなく死んだ。二人とも四肢で歩き、生肉を食べ、言葉はなくうなり声を上げ、夜行性で、狼そのものであった。これは、人間のもつ可塑性—狼の中で育てば、狼にもなれる—の現れとも言える。また、生得的と考えられたような二本足歩行でさえ、学習の結果であることを教えてくれる。カマラは9年間の間に、二本足歩行、基本的な生活作法、簡単な仕事をする、悲しみや喜びの感情を身につけた。約五十語の言葉も話せるようになった。しかし、その回復は正常域にはほど遠く、発達の初期に長期間人間社会から隔離された場合の発達の限界を示していると言えよう。

③ 藤永らによる事例：当時約6歳と5歳の姉弟がおよそ1年9か月間、小屋に放置されているのが発見された。二人とも強度の栄養不良で身長は1歳水準、歩行はできず、発語は弟がゼロ、姉が3語程度だった。脳波や脳の断層撮影では、大きな異常は認められなかった。二人は施設に収容され、心理学者らによる補償教育が計画され、運動、言語、認知の発達を促す指導が続けられた。運動面の回復が最もよく、言語、認知面では特異なパターンの発達を示した。言語・論理的知能の遅れは高校生になった時点でも残っており、初期の環境的制約の影響と考えられた。

出典：『新版 現代学校教育大事典』,2002,ぎょうせい より(イタル著、古武彌正訳、『アベロンの野性児』,1979,福村出版、シング著、中野善達、清水知子訳、『狼に育てられた子』,1977,福村出版参照)

生まれながらに持つ「素質」 + 生まれた後の「環境」 = 真の意味での人間

・「人間は教育によってはじめて人間になる」(カント)

長期間にわたる教育を受けて、「人間」として成長する

特定の集団の中で、はじめて安定した学習活動が続けることができる

↓
「社会生活」が人間を作っていく

→「環境」

- ・「生活が教育する」(ペスタロッチ)
- ・「生活そのものが人間を形成する」(ディルタイ)
- ・「協同生活の過程そのものが教育する」(デューイ)

加えて、人間をとりまく環境の複雑化が「学習」の必要性を高めている

↓
(例：技術の進歩にともなう高度情報化社会)

社会生活における人間形成の過程

↓
「広義の教育」(意図、計画、組織を持たない＝非組織的教育)
(朱に交われば赤くなる)

・カント (Kant, Immanuel 1724-1804)

ドイツの哲学者。ケーニヒスベルグ大学卒業後、家庭教師生活を経て同大学講師、教授となる。封建社会から自由な市民社への変革を考え、人間性の完成を教育の理念とし、人間の価値を理性の存在におき、道徳性陶冶を強調した。

人間の認識能力の有限性を自覚し、自律性ある理性的存在に近づけるためには、教育が必要であるとし、「人間は教育によって人間になる」という人間観、教育観を表現した。著作の多くは難解であるが、各国語に訳され、その思想は広く知られている。わが国の大正期の教育界に与えた影響も少なくない。

・ペスタロッチ (Pestalozzi, Johann Heinrich 1746-1827)

スイスの教育者で、貧者の子弟や孤児の教育実践と多くの著作により、「近代教育の父」と称される。

彼の教育実践と教育思想は、ルソーをはじめとする啓蒙思想の影響を受け、深いヒューマンズムに立脚する。彼の教育理念は、調和的に発達した人間、つまり頭(知育)と心(徳育)と手(体育)とが調和を保っている人間の形成にある。彼の基本的テーゼは「生活が教育する」であった。この教育法方上のあらわれが直観の原理(実物教授)であった。

・ディルタイ (Dilthey, Wilhelm 1833-1911)

ドイツの哲学者。ヘーゲルの形而上学的・弁証法的考え方に対し、歴史主義の立場をとり、精神科学を説き、教育の歴史的特殊性、民族性を強調し、文化教育学を基礎付けた。

・デューイ (Dewey, John 1859-1952)

アメリカの哲学者、教育学者。実験主義・道具主義を確立させ、アメリカ進歩主義教育の指導者となった。シカゴ大学附属小学校を指導した彼は、学校を経験を通した社会認識の場としてとらえ、子どもの自己活動、生活経験を重んじ、経験を再構成する能力育成のために、問題解決学習をとり入れた。

2. 教育の二層性 その1 (非組織的教育と組織的教育)

前述の「教育＝非組織的教育」は非効率的かつきわめて限定されたもの
(偶然の結果による教育)
そこで、相手の望ましい成長を念じつつ、有効な方法を考え、相手にはたらきかける
「狭義の教育」が必要

↓
意図、計画を持ち、それ故にその主体も明らか (意図的教育)

↓
その程度は様々 (親の子育て～学校教育)

社会生活の複雑化・文化の高度化

↓
習得すべき内容の質・量の増加

↓
高度に意図的・計画的で組織化された教育が求められる
教育が社会的に必要な制度として定着＝制度的教育 (formal education)

学校教育がその典型的な例

3. 教育の二層性 その2 (2つの教育観)

P.10～11

・「教育」の「教」を重視する教育観

文化の伝達、社会的同化を行う教育、前代による後代への教育
教育は「教える」こと
基本的・恒常的内容を強調し、文化的遺産の教育的価値を重視する

本質主義 (essentialism)、伝達主義、教師中心主義

・「教育」の「育」を重視する教育観

子どもの内的自然を尊重し、それが現れ出ることを妨げる干渉・強制を強く戒める
子どもの興味・関心を刺激し、その活動エネルギーを引き出す
教育は拘束するのではなく、「自然」に沿って「育てる」こと

「自然を観察せよ。そしてそれが示す道に従え。」(ルソー)
「その自然な発達に沿って、自然をすばやく捉えるのを手助けすることが教育への要訣。」
(ペスタロッチ)

↓
P.13～14

自然主義、活動主義、経験主義、児童中心主義

・ルソー (Rousseau, Jean-Jaques 1712-1778)

フランスの思想家、文学者。教育小説『エミール』に彼の教育思想が見られる。巻頭で「人は造物主を離れるときは善であるが、社会の手に移されると悪になる」と述べ、現実の社会が人間の本性に反し、人間を墮落腐敗させていると指摘した。教育の目的を人間性の自然の成長と、それに調和した社会を作ることにおき、それは自分からものを見、感じるままに感じることで、いかなる権威からも支配されないこととした。また、子どもを小さな大人として見ようとする従来の大人中心の子ども観を批判し、子どもを子どもとして自然のままに見ることを初めて主張した。

ただし、「教育」には双方が含まれざるを得ない (P.20)

優れた理論家の多くが両者の調和に留意

4. 学校制度への批判

・脱学校論 (deschooling)

1960-70年代にかけて現れた新しい主張

学校教育をめぐる問題の顕在化 → 学校制度そのものへの批判、懐疑
(学力の低下、ドロップアウトの増加など) (学校という制度そのものの廃止)

イリッチ (Illich, Ivan 1926-) が著作『脱学校化の社会』で主張
学校だけに対する批判というよりは、むしろ「学校化された社会」に対する批判では

・脱学校論 (deschooling)

イリッチ (Illich, Ivan.) による1970年の著作『脱学校の社会 (Deschooling Society)』で広く知られるようになった教育改革論 (思想) である。他にも、ベライター (Bereiter, C.)、ホルト (Holt, J.)、ライマー (Reimer, E.) など、著名な脱学校論者たちがいて、それぞれ独自の立場と方法で自らの主張を展開している。

脱学校論は、これまでも数多く展開されてきた学校改革論、すなわち、学校という社会的制度 (枠組み) そのものの存在を前提として、その改善をはかろうとする諸論とは異なり、学校の存在それ自体に疑問を投げかける (あるいは、それを否定する) という意味において、より急進的な主張として社会から注目を集めた。

要するに、近代以降、1つの社会制度として固定化してしまった『学校』という特定の教育機関において、専門職的教師から、特定の系統をもった特定の内容を学ぶ」という教育システムに対する信仰 (呪縛) から脱却し、誰でもが自由に学び合い、また、教え合うことができる新たな社会システムを構築するため、例えば、教育の場や内容・方法などを完全に自由化し、社会生活の全側面に教育および学習の機能を求めていこうとする立場である。脱学校論は、そのディスクーリング (deschooling) という用語法から、一種の学校不要論もしくは学校解体論という見方をされる場合も少なくない。しかし、それは、脱学校論に対する過小評価である。なぜなら、脱学校論者たちが痛烈な批判を投げかけた対象は、単に当時の学校 (schools) だけではなく、学校化 (schoolized : 学校ようになってしまった) した現代社会全体であったからである。

脱学校論者たちが批判対象とした「人間らしさを失った学校教育」は、1957年のスプートニク・ショックに端を発した1960年代アメリカにおける「教育の現代化」を中心とする教育状況のなかで生み出された。すなわち、旧ソ連との深刻な冷戦を背景とする科学技術開発競争のなかで学校教育におしつけられた早期からの英才教育、理科系教科の偏重、教育内容の過多などは、本来まず第1に考えられるべき学習者 (児童・生徒) たちの興味・関心や日常生活におけるリアリティ (現実感や現実的な有用性) が軽視または看過されるという状況をつくり出していった。その結果、ドロップアウトと呼ばれる学校教育からの多数の落後者が大きな社会問題とされ、「何のための学校教育なのか」「学校教育における人間疎外状況の打開」などが強く求められるようになっていったのである。

脱学校論が提唱した人間性の最大限の重視という発想は、現代における中心的教育思想である生涯学習論のなかにもそのまま踏襲されている。誰でもが、学びたいときに、学びたい場所と方法で、学びたいことを学ぶことができる社会の実現は、明らかに脱学校論者たちの主張に見られたものである。かつて脱学校論者たちの主張には、「学校のない社会」「制度としての学校が否定された後の社会」における教育や学習の具体的なあり方に関する明確な展望を欠くとの批判が多く寄せられていた。今、その批判に対する答えは、生涯学習論がめざす学習社会 (learning society) を表現するための方途として、われわれの前に準備されつつある。

日本教育行政学会編、『教育行政総合事典』CD-ROM版、2001より

・イヴァン・イリッチ (Illich, Ivan 1926-2002)

1926年ウィーンに生まれ、ローマ・グレゴリオ大学で神学・哲学を学んだ後、1951年、ザルツブルグ大学で歴史学の博士号をとった。同年に渡米し、プエルトリコからの移民が多く住むニューヨークのスラムで、叙任司祭として宗教活動を行った。1956年にプエルトリコに渡り、プエルトリコのカトリック大学の副学長を1960年までつとめた。その間にエヴァレット・ライマーに出会ったのをきっかけに、イリッチは公教育への根本的な疑問を抱くようになったようである。1962年、メキシコのクエルナヴァーカに国際文化形成センター (CIF; Center for Inter-cultural Formation) を開設、1967年には同センターを、世界各地から研究者を集め、近代産業制度を批判的に検討するためのセミナーとして、国際文化資料センター (CIDOC; Center for International Documentation) に改組した。イリッチはその成果を1960年代末から次々と著作にまとめた。

イリッチは、学校で授業を受けることが、学習することになるわけではなく、進級し卒業し免許状を与えられることが、それだけ能力が身についたことを意味しないのに、「学校化された社会」がその錯覚を広げ固めてしまっていることを強く非難し、「脱学校化」を主張した。

しかし、彼は現在の学校制度を廃止した後、どのように社会の成員の学習を保証・促進するかについての構想を十分に具体化していないし、学校がなかった場合の社会の弱点・歪みを考えることができているようでもある。

・学歴社会

学歴はその人間の受けた学校教育の経歴全体を意味するが、一般には最終学校の経歴をもって代表させることが多い。その最終学歴を、真の実力とかかわりなく学力や能力を示す指標として重視する社会。

わが国の学歴社会をOECDの対日調査団はdegreeocracy(学歴偏重社会)と表現したが、「指定校制度」をとる企業など、いまだに有名校重視の風潮が残っている。

1987年の臨時教育審議会最終答申では、この「学歴社会の弊害の是正策」として、生涯学習社会の建設によって学力・能力の評価を多元化する、学校教育の充実・個性化などの改革を進める、企業・官公庁における採用などを改善する、の3点を掲げている。

5. 生涯学習 (life-long learning) → P.119 ~ 123

学習は青少年期だけにとどまらず、成人してからも必要
(とりわけ今日のような高度に技術化・情報化された社会では)

成人の学習活動の背景：情報化の進行、余暇の増大、高齢社会 など

教育が(自発的な営みとしての)学習を助ける働きであるならば、青少年期だけでなく、成人に対しても必要ではないか

↓
「生涯教育(life-long education)」の提唱

1965年、ユネスコ成人教育推進国際委員会でラングランらにより提唱される
(学校教育も含めた、その人の一生涯にわたる教育という観点が重要)

・成人の学習活動 → 自発的態度が前提
(その意味では、生涯教育よりも生涯学習という呼び方が適切ではないか)

また、このような態度(自発的学習への態度)の確立は、学校教育を含むあらゆる教育活動が目指すもの

※学校教育と社会教育の連携、リカレント教育等の方策が考えられる。

「いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができ、学んだことが正しく評価される社会」
=生涯学習社会の確立が求められる

教育基本法第3条

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

・生涯教育(life-long integrated education)

人間の教育を生涯にわたる教育体系として組織化しようとする構想。人間の理想的生活像としては、はるか古代社会にまでその起源をさかのぼることができるが、今日的な国際的教育政策課題としては、ユネスコ第3回成人教育推進国際委員会(1965)が契機となった。同委員会は、ラングラン(Langrand,P.)を議長とし、生涯教育を主題として開催された。

現代においてこうした考え方が必要となった理由として、10年程度を1サイクルに学問、社会、技術が著しく変化すること、昔は40歳程度であった寿命が75歳前後に伸びたことなどが挙げられる。

・リカレント教育(recurrent education)

OECD(経済協力開発機構)の一部局であるCERI(教育革新センター)によって構想された革新的教育概念。意図的かつ組織的に行われる教育的場面を、生涯的な学習を通じて何回でも繰り返して経験させられようようにすることを目的とする。したがって、一度社会に出た人々を再度学校に入学させて学習できるような機会を与えるといったことが目指される。

「人生後期において働きながら学校にリカレント(回帰)する教育」は、有給教育休暇制度の試行(フランス等)とともに、生涯教育の一部として生涯教育構想の具体化に資するものである。

Ⅱ. 教育の目的

1. 教育における目的の意義

→ P.18 ~ 20

- ・意図的教育における「意図」 → $\left\{ \begin{array}{l} \cdot \text{目的意識} \\ \cdot \text{方法意識} \end{array} \right.$
↓
両者は一貫性を持つ
- ・目的意識 → 一定の結果を予測し、期待すること
↓
教育の結果 = 「教育の効果」
「効果」の程度を調べること = 評価（教育における評価）
↓
目的を確実に把握して行わねばならない
（評価 = 目的ではない）
- ・方法意識 → 予測、期待される結果に到達するために、最良の方法を考えること

つまり、

意図的教育においては

↓
目的 - 内容 - 方法 - 評価 に一貫性が必要

そして、それは「教育の目的」に集約される（目的が教育の在り方を左右する）

2. 社会が求める教育目的

- $\left\{ \begin{array}{l} \cdot \text{社会が抱える課題} \\ \cdot \text{社会における理想の人間像} \end{array} \right.$ ただし、これらは固定的、普遍的ではない
↓
教育に対する規範として作用する
（とりわけ、学校教育に代表される公教育に対して）

※近代社会における例

→ P.21

- ① 個人の（自由の）尊重 + 個性の伸長 （個人的目的）
- ② 社会の成員、国民の育成 （社会的目的）

両者の対立（個人か社会か）をいかに克服し、調和を図りつつ、教育目的を具体化するかが、近代教育の歴史であるともいえる

- ③ 世界の人々から信頼される人間の育成 （国際的目的）

実際の教育目的 = ①～③を総合的にとらえた上で、実際の教育対象に即した具体化が必要

3. 教育目的の変遷(日本の場合)

① 明治初期：立身治産のための教育

1872(M5) 「学制」発布 (→ 日本の近代教育の出発点)
前書きにあたる「学事奨励に関する被仰出書(おおせいだされしよ)」に示される
個人の実利面を強調する

「...凡人の営むところの事学あらさるはなし人能く其才のあるところに応し勉勵して之に従事ししかして後初めて初生を治め産を興し業を昌にするを得べしされば学問は身を立てるの財本ともいふべきものにして人たるもの誰か学ばずして可ならんや...自今以後の一般人民...必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す...」

② 明治中期：「臣民」を育成する教育

1890(M23) 「改正小学校令」発布
「小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ道德教育及国民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クル以テ本旨トス」

同年 「教育ニ関スル勅語(教育勅語)」発布 → 以後の教育の根本方針となる
(太平洋戦争終戦まで)

「朕惟フニ我が皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ...爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ...國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ...」

③ 昭和初期～太平洋戦争：国家目的(戦争)に従う国民の育成

1941(S16) 「国民学校令」発布 → 国家主義的教育目的
「皇國ノ道ニ則リテ初等教育ヲ施シ国民ノ基礎的練成ヲ為ヲ以テ目的トス」

④ 戦後：民主的教育目的

1947(S22) 「教育基本法」 新しい教育の基本方針を示す
// 「学校教育法」 新たな学校制度(新学制)を規定

4. 現行法規にみる教育目的

① 教育基本法 1947 制定 2006.12.22 全面改正 公布・施行 → P.21 ~ 22

前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第1条(教育の目的)

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2条（教育の目標）

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

教育の目的＝人格の完成

平和で民主的な国家・社会の形成者に必要な資質を持つ国民の育成

↓
その具体的表現（第2条）

第5条（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

第2項で義務教育の目的を明示

② 学校教育法

各学校の目的を規定

↓
法律に定める学校＝幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校

第1条

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

・幼稚園

22条

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

23条

幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

24 条

幼稚園においては、第 22 条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

・義務教育

21 条

義務教育として行われる普通教育は、教育基本法第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

・小学校

29 条

小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

30 条

小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

31 条

小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

・中学校

45 条

中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

46 条

中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

・高等学校

50 条

高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育

を施すことを目的とする。

51 条

高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

※目的：最終的な到達点、目標：その目的に到達するための、より具体的な目的（→ P.20）

- ・中等教育学校（1998年7月の学校教育法改正により新たに規定。1999年4月スタート。）

63 条

中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする。

64 条

中等教育学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

67 条

中等教育学校の前期課程における教育は、第63条に規定する目的のうち、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

2 中等教育学校の後期課程における教育は、第63条に規定する目的のうち、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを実現するため、第64条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- ・学校教育法に規定する教育機関
学校(第1条)、それ以外の教育機関



- ・専修学校(124条) 高等専修学校(高等課程)、専門学校(専門課程)
- ・各種学校(134条)

- ・上記以外の教育機関：防衛大学校(防衛省設置法)、保育所(児童福祉法)、少年院(少年院法)など(各々個別の法令で規定)

Ⅲ. 教育の内容 (カリキュラム開発)

- ・教育という営みがあるところ、必ず教育内容が存在する（意図的、無意図的いずれも）
（教える内容が存在しなければ、教えるという行為は成立し得ない）

人は教育内容を媒介として、教育される

意図的教育の場合：教育の内容は、教育の目的によって定まる（→Ⅱ.1プリント P.6）

- ・教育内容を選択・組織化した教育計画 = （顕在的）カリキュラム（狭義） → P.38
- ・学校のカリキュラム →
 - ・狭義：顕在的カリキュラム（一般的定義）
 - ・広義：学校すべてがカリキュラム（含潜在的カリキュラム）
= 子どもの経験の総体
↓
児童生徒の発達に影響する学校の管理的な様々の規定、学校・
学級での人間関係、対教師や児童生徒相互の人間関係など

1. 教育内容の選択と組織

- ・教育内容の選択 → 一定の基準によって選択される

↓
教育的価値があるか（目的達成に有効か）

教育的価値 = 人間の成長の継続 → 経験（教育的経験）の重視
↓
人間を成長させる経験

- ・経験を柱とする場合、次の4つの観点からの基準が考えられる

1. 主体(学習者)の観点 = 学習者の興味・必要に基く教育内容
2. 客体(環境)の観点 = 社会生活上必須のものとして要求される教育内容
3. 相互作用の観点 = 直面した問題を解決する態度・能力を伸ばす教育内容
4. 経験の進む方向の観点 = 経験の成果として蓄積された文化の基本を学び取る教育内容

従って、教育内容には4つの選択の仕方が考えられる

↓
4つの組み方のバランスがとれるよう、
全体としてのカリキュラムに統合される必要がある

経験カリキュラム（1と3）：児童・生徒の興味や問題を基礎とし、具体的な問題解決の手段として活用
するなかで知識・技能を習得させることをねらいとする。

教科カリキュラム（2と4）：各教科の背景となる学問文化の体系を基礎として構成される客観的な知識
や技術の系統的な学習を目標としている

↓
P44～45

※人間性の全体的伸長の実現 → 上記4類型を統合化したカリキュラム設計が必要

2 カリキュラム開発

・学校のカリキュラム編成の主体：各学校 → 学習指導要領総則

小学校学習指導要領

第1章総則 第1 教育課程編成の一般方針

1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達の段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

編成の主体は学校だが、全てが学校の判断で行われるのではない

①教育課程の基準

教科・学科に関する事項は文部科学大臣が定める（学教法 25,33,48,52,68,77 条）

↓これを受けて

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間（小・中）→学教法規則 50,72 条
各教科、特別活動、総合的な学習の時間（高）→同 83 条、別表第三

学校教育法 25 条

幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第 22 条及び第 23 条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

33 条

小学校の教育課程に関する事項は、第 29 条及び第 30 条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

48 条

中学校の教育課程に関する事項は、第 45 条及び第 46 条の規定並びに次条において読み替えて準用する第 30 条第 2 項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

52 条

高等学校の学科及び教育課程に関する事項は、前二条の規定及び第 62 条において読み替えて準用する第 30 条第 2 項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

文科相が公示する学習指導要領（学教法規則 38,52,74,84,129 条）

↓

教育課程編成の上の留意点、各教科・領域の目標、基本的内容、内容の取扱い等を示す（各学校種別、幼稚園のみ教育要領）

学教法規則 38 条

幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。

50 条

小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（以下この節において「各教科」という。）、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。

2 私立の小学校の教育課程を編成する場合は、前項の規定にかかわらず、宗教を加えることができる。この場合においては、宗教をもつて前項の道徳に代えることができる。

52 条

小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

72 条

中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科（以下本章及び第 7 章中「各教科」という。）、道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。

74 条

中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。

83 条

高等学校の教育課程は、別表第三に定める各教科に属する科目、特別活動及び総合的な学習の時間によって編成するものとする。

84 条

高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。

もとは試案として示される→法的拘束力を強める（1958 学教法規則改正）

↑
大きな論争となる（特に旧教育基本法 10 条との関係）

※教育基本法（旧法）10 条（教育行政）

教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。

2 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

最高裁の判断（1976.5.21 北海道学テ事件判決）→大綱的基準として適法性を認める

中央教育審議会（文部科学大臣の諮問機関）の答申を受けて、ほぼ 10 年に 1 回改訂

1947 → 1951（ここまでは試案）

1958（以後基準）→ 1968 → 1977 → 1989 → 1998,99 → 2008,09

旧学習指導要領：1998 ～ 99 年にかけて告示

幼・小・中：1998.12 告示

高・盲・聾・養：1999.3 告示

幼稚園：2000 年から実施

小・中学校：2002 年から実施

高校：2003 年から学年進行で実施

その後 2003 年 12 月に一部改正

※現行学習指導要領：2008 年 3 月改訂（小・中学校学習指導要領、幼稚園教育要領）

2009 年 3 月改訂（高等学校、特別支援学校学習指導要領）

幼稚園：2009 年度から実施

小学校：2011 年度から実施

中学校：2012 年度から実施

（ただし小中学校では、2009 年度から理数科目を中心に、一部先行実施）

高校：2013 年度から学年進行で実施

（2010 年度から一部先行実施、2011 年度から学年進行で理科、数学を実施）

※次期学習指導要領

2014 年 11 月文部科学大臣から中教審へ諮問

2016 年度中に答申→指導要領改訂→教科書編集・検定・採択（約 3 年）

早ければ 2020 年度から実施（予定）

学習指導要領の変遷

発表	概要
1947年発行 試案	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程は、日本国憲法、教育基本法に定められている社会文化の要求、児童・青年の生活の2軸で構成 ・従来の修身・公民・地理が消えて社会科を新設 ・家庭科(男女共修)、自由研究を新設。 ・年間標準授業時数・週数を規定したので、年間授業日数を規定せず
1951年発行 試案	<ul style="list-style-type: none"> ・自由研究を教科外の活動(小学校)、特別教育活動(中学校)に発展解消 ・生活経験を2軸にした教科間の総合性を強調 ・全教科を4経験領域で構成 <ol style="list-style-type: none"> ①学習の基礎技能の発達(国・算) ②社会や自然について問題解決経験を発達(社・理科) ③創造的表現活動(音・図工・家庭) ④健康の保持増進(体)
1958年告示 小・中 1958 高校 1960	<ul style="list-style-type: none"> ・初の文部省告示 ・道徳の時間を特設、情操、国民の道徳性の形成を強調 ・基礎学力の充実 ・科学技術教育の向上 ・教育課程を4領域で構成 <ol style="list-style-type: none"> ①各教科 ②道徳 ③特別教育活動 ④学校行事等
1968年告示 小 1968 中 1969 高校 1970	<ul style="list-style-type: none"> ・4領域から3領域(各教科、道徳、特別活動)へ ・人間形成の調和と統一 ・時代の進展と児童・生徒の発達段階に即応(能力・個性・特性) ・基本的事項の重視 ・歴史学習に神話導入
1977年告示 小・中 1977 高校 1978	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりのある、しかも充実した学校生活を送れるための時間を創設 ・国民としての基礎的・基本的内容の重視 ・人間性豊かな児童・生徒の育成
1989年告示	<ul style="list-style-type: none"> ・心の教育の充実 ・自然との触れ合い、奉仕などの体験の重視 ・基礎・基本の重視と個性教育の推進 ・個に応じた指導の充実 ・自己教育力の育成 ・体験的学習や問題解決の充実 ・文化の伝統の重視と国際理解の推進
1998年告示 小・中 1998 高校 1999	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚の育成 ・自ら学び、自ら考える力の育成 ・ゆとりのある教育活動 ・基礎・基本の確実な定着 ・個性を生かす教育 ・各学校が創意工夫を生かした特色ある学校づくり ・総合的な学習の時間を新設
2003.12 一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の基準性を踏まえた指導の一層の充実(発展的内容的) ・総合的な学習の一層の充実 ・個に応じた指導の一層の充実
2008年告示	<ul style="list-style-type: none"> ・教育基本法を踏まえた教育内容の改善 ・授業時数増(約30年ぶり)、特に言語活動や理数教育を充実 ・豊かな心と健やかな体をはぐくむために道徳教育や体育を充実する ・小学校高学年で外国語活動を必修化

○新学習指導要領の特色（2008.3.28 文部科学事務次官通達より一部抜粋）

○基本的な考え方方針

- ①教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成すること
 - ・「知識基盤社会」の時代においてますます重要となる「生きる力」という理念を継承し、また、「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視
- ②知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること
 - ・各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動において、基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視した上で、観察・実験やレポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を充実し、思考力・判断力・表現力等の育成を重視
 - ・あらゆる学習の基盤となる言語に関する能力について、国語科のみならず、各教科等においてその育成を重視
- ③道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること
 - ・体験活動を活用しながら、道徳教育や体力の向上についての指導、安全教育や食育などを発達の段階に応じ充実し、豊かな心や健やかな体の育成を図るものとした

○授業時数等の教育課程の基本的枠組み

小学校及び中学校の各教科等の授業時数変更し、総授業時数を増加

小学校

改正前

改正後

学年	1	2	3	4	5	6	学年	1	2	3	4	5	6
国語	272	280	235	235	180	175	国語	306	315	245	245	175	175
社会	--	--	70	85	90	100	社会	--	--	70	90	100	105
算数	114	155	150	150	150	150	算数	136	175	175	175	175	175
理科	--	--	70	90	95	95	理科	--	--	90	105	105	105
生活	102	105	--	--	--	--	生活	102	105	--	--	--	--
音楽	68	70	60	60	50	50	音楽	68	70	60	60	50	50
図画工作	68	70	60	60	50	50	図画工作	68	70	60	60	50	50
家庭	--	--	--	--	60	55	家庭	--	--	--	--	60	55
体育	90	90	90	90	90	90	体育	102	105	105	105	90	90
道徳	34	35	35	35	35	35	道徳	34	35	35	35	35	35
特別活動	34	35	35	35	35	35	特別活動	34	35	35	35	35	35
総合学習	--	--	105	105	110	110	総合学習	--	--	70	70	70	70
合計	782	840	910	945	945	945	外国語	--	--	--	--	35	35
							合計	850	910	945	980	980	980

中学校

改正前

改正後

学年	1	2	3
国語	140	105	105
社会	105	105	85
数学	105	105	105
理科	105	105	80
音楽	45	35	35
美術	45	35	35
保健体育	90	90	90
技術家庭	70	70	35
外国語	105	105	105
道徳	35	35	35
特別活動	35	35	35
選択教科	0-30	50-85	105-165
総合学習	70-100	70-105	70-130
合計	980	980	980

学年	1	2	3
国語	140	140	105
社会	105	105	140
数学	140	105	140
理科	105	140	140
音楽	45	35	35
美術	45	35	35
保健体育	105	105	105
技術家庭	70	70	35
外国語	140	140	140
道徳	35	35	35
特別活動	35	35	35
総合学習	50	70	70
合計	1015	1015	1015

○幼稚園における主な改善事項

- ・幼稚園及び小学校の円滑な接続を図るため、規範意識や思考力の芽生えなどに関する指導を充実するとともに、幼稚園と小学校との連携に関する取組を充実
- ・幼稚園と家庭の連続性を確保するため、幼児の家庭での生活経験に配慮した指導や保護者の幼児期の教育の理解を深めるための活動を充実
- ・教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の具体的な留意事項を示すとともに、子育ての支援の具体的な活動を例示

○小・中学校における主な改善事項

- ①言語活動の充実 ②理数教育の充実 ③伝統や文化に関する教育の充実
④道徳教育の充実 ⑤体験活動の充実 ⑥外国語教育の充実

詳細は文部科学省の新しい学習指導要領のページへ
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm

※ 2014年11月 文部科学大臣から中教審へ学習指導要領改訂について諮問
初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1353440.htm

諮問の概要

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/siryo/_icsFiles/afieldfile/2014/12/24/1353714_1_2.pdf